

助成事業協議フロー

市		事業所
		事業所開設事前相談(監査指導課)
	相談	
		助成金申請事前相談(障害福祉課)
	依頼	
協議様式作成依頼		
	提出	
協議様式等の受理・内容の確認		協議様式作成・見積書等準備
	依頼	
交付申請書作成依頼		
	提出	
		交付申請書作成
交付可否決定		
	通知	
		交付可否決定通知書の受理
		工事契約・事業着手
		工事着工
		工事完了
		工事完了・消防検査
	提出	
実績報告書の受理・助成額の確定		実績報告書作成
	依頼	
請求書作成依頼		
	提出	
助成金の支払		請求書作成

※1 本事業における工事に関しては、姫路市からの**助成金交付可否決定通知を受けてから**、取り掛かるようにしてください。

※2 **令和6年2月29日までに**申請手続きをしてください。また、助成金にかかる全ての事業は申請年度の年度末(3月31日)までに完了させてください。

※3 消防設備整備工事の場合、所管の消防署による消防検査が行われます。その際、障害福祉課が同行し事業の完了確認をしますので、消防検査の日程が決まり次第障害福祉課へ連絡ください。

※4 この助成事業協議フローのとおり手続きがされない場合は、助成金を交付することはできませんのでご注意ください。